

年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目（運送事業者関係）

関東運輸局神奈川運輸支局

年末年始の輸送等の繁忙期に鑑み、自動車交通の安全の確保及び安全に関する意識の徹底を図るため、「令和6年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画」に基づき、年末年始の輸送等に関する安全総点検を次のとおり実施するものとする。

第1 期間

令和6年12月10日（火）～ 令和7年1月10日（金）

第2 点検事項

年末年始の輸送等に関する安全総点検の点検事項及び点検項目は、別紙のとおりとする。

なお、自家用車活用事業を実施しているタクシー事業者においては、当該事業についても点検を行うこととする。

第3 実施事項

1. 経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めるとともに確実に点検を実施すること。

なお、経営トップを含む幹部及び実施責任者は、総点検で確認された現場の状況を掌握するとともに、対応・措置の不備や不適切な取扱い等があった場合には、早急に改善すること。重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。

2. 総点検の趣旨の徹底

事業所ごとに垂れ幕、立て看板等を掲出するとともに、点検事項を掲示するなどして総点検の趣旨の徹底を図ること。

第4 報告

総点検期間中の実施状況等を様式1「年末年始の輸送等安全総点検実施結果報告書」により、所属協会を通じて報告すること。また、車両台数100台以上のバス事業者（1営業所当たりの保有車両数が50台以上の事業者に限る）は 別紙1（様式1-1）「公共交通機関等におけるテロ対策の点検・確認について（点検表）」による点検を実施し、当該点検表を関東運輸局あてに報告すること。